

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条—第12条）

第2節 理事会（第13条—第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条—第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条—第24条）

第4章 業務及び執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡県静岡市に置く。

（設置する大学）

第5条 法人は、第1条の目的を達成するため、静岡社会健康医学大学院大学（以下「大学」という。）を静岡県静岡市に設置する。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、静岡県公報への登載又はインターネットの利用（以下この条において「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他の事由により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事 3人以内
- (4) 監事 2人

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他静岡県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長等の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

- 2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、次条第1項の理事長選考会議の選考に基づき行う。
- 4 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 監事は、知事が任命する。

(理事長選考会議)

第11条 学長となる理事長を選考するため、法人に理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次の各号に掲げる者各3人をもって構成する。

- (1) 第17条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
- (2) 第21条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長及び経営審議会を構成する委員を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 4 理事長選考会議に議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（役員の任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第10条第5項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（権限）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、研究科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事の方針に関する事項
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で、法人の経営に関し、広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 前項第4号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) 職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 副学長を置くときは、副学長
- (4) 学長が指名する理事及び職員
- (5) 研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち、学長が定める者
- (6) 法人の役員又は職員以外の者で、大学の教育研究に関し、広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの

3 前項第6号に掲げる委員は、2人以上とする。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、別表に掲げる静岡県が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として静岡県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第28条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は静岡県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命の特例等)

- 2 法人の成立後最初の学長となる理事長の任命については、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。
- 3 前項の理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第27条関係）

静岡県が出資する資産の表

1 土地

	所在地番	地積 (平方メートル)
1	静岡市葵区北安東四丁目845番6	339.05
2	静岡市葵区北安東四丁目845番7	8,024.29
3	静岡市葵区北安東四丁目845番9	3,151.73

2 建物

	名 称	所 在	床面積 (平方メートル)
1	校舎（本館）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	8,267.93
2	校舎（機械棟）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	577.50
3	校舎（車庫）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	660.00
4	校舎（倉庫棟1）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	42.00
5	校舎（倉庫棟2）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	15.00
6	校舎（別館）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	511.38
7	校舎（附属棟）	静岡市葵区北安東四丁目27番2号	223.20

令和 6 年度

(第 4 期事業年度)

財 務 諸 表



自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
利益の処分に関する書類(案)	6
重要な会計方針	7
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細	10
(2) 棚卸資産の明細	11
(3) 有価証券の明細	11
(4) 長期貸付金の明細	11
(5) 長期借入金の明細	11
(6) 公立大学法人債の明細	11
(7) 引当金の明細	11
(8) 資産除去債務の明細	11
(9) 保証債務の明細	11
(10) 資本剰余金の明細	11
(11) 目的積立金の取崩しの明細	11
(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	12
(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細	12
(14) 役員及び教職員の給与の明細	13
(15) 開示すべきセグメント情報	13
(16) 業務費及び一般管理費の明細	14
(17) 寄附金の明細	16
(18) 受託研究の明細	16
(19) 共同研究の明細	16
(20) 受託事業等の明細	16
(21) 科学研究費助成事業等の明細	16
(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	17

貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		920,000,000	
建物	1,720,080,000		
減価償却累計額	<u>△306,096,927</u>	1,413,983,073	
構築物	9,219,140		
減価償却累計額	<u>△487,028</u>	8,732,112	
工具器具備品	444,336,181		
減価償却累計額	<u>△333,399,844</u>	110,936,337	
図書		12,519,684	
車両運搬具	2,066,338		
減価償却累計額	<u>△1,405,108</u>	661,230	
有形固定資産合計		2,466,832,436	

2 無形固定資産

ソフトウェア		19,145,337	
無形固定資産合計		<u>19,145,337</u>	

固定資産合計

2,485,977,773

II 流動資産

現金及び預金	427,412,084		
未収金	338,598,292		
前払費用	367,713		
立替金	<u>8,316,066</u>		

流動資産合計

774,694,155

資産合計

3,260,671,928

負債の部

I 固定負債

長期寄附金債務（注）	30,000,000	
退職給付引当金	400,551	
固定負債合計		30,400,551

II 流動負債

運営費交付金債務（注）	4,119,461	
寄附金債務（注）	38,381,695	
前受受託研究費（注）	7,929,312	
前受共同研究費（注）	1,886,297	
未払金	154,527,163	
未払消費税等	5,614,300	
前受金	803,700	
科学研究費助成事業等預り金	10,616,444	
預り金	6,419,505	
賞与引当金	11,298,876	
流動負債合計		241,596,753
負債合計		271,997,304

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	2,640,080,000	
資本金合計		2,640,080,000

II 資本剰余金

資本剰余金	158,281,701	
減価償却相当累計額（△）（注）	△392,868,709	
資本剰余金合計		△234,587,008

III 利益剰余金

目的積立金（注）	180,492,181	
積立金	352,536,527	
当期末処分利益	50,152,924	
（うち当期総利益	50,152,924）	
利益剰余金合計		583,181,632

純資産合計		2,988,674,624
負債純資産合計		3,260,671,928

（注）これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費	44,524,176		
研究経費	97,780,966		
教育研究支援経費	93,843,659		
受託研究費	348,652,658		
共同研究費	2,277,871		
受託事業費	43,885,981		
役員人件費	39,955,414		
教員人件費	365,469,451		
職員人件費	13,512,572	1,049,902,748	
一般管理費		79,826,497	
経常費用合計			1,129,729,245
経常収益			
運営費交付金収益(注)		707,792,539	
授業料収益(注)		25,044,100	
入学金収益(注)		3,694,200	
検定料収益		898,200	
受託研究収益(注)		358,902,890	
共同研究収益(注)		2,915,871	
受託事業等収益(注)		43,884,000	
寄附金収益(注)		26,576,626	
雑益			
財産貸付料収益	173,165		
研究関連収入	9,290,000		
職員住宅貸付料収益	468,000		
その他雑益	242,578	10,173,743	
経常収益合計			1,179,882,169
経常利益			50,152,924
当期純利益			50,152,924
当期総利益			50,152,924

(注) これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益 50,152,924

減価償却相当額 △181,733,978

賞与引当増加相当額 △1,100,865

退職給付引当増加相当額(※) △18,536,226

小計

△201,371,069

資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額

△151,218,145

(※) 退職給付引当増加相当額の中には、静岡県からの派遣職員に係る△9,461,763円が含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額

26,534,000

当期支出額

18,541,674

純資産変動計算書

(令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

(単位：円)

	I 資本金	II 資本剰余金		III 利益剰余金				純資産合計
	設立団体出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額(△)	目的 積立金	積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	
当期首残高	2,640,080,000	158,281,701	△ 211,134,731	114,317,425	115,868,289	302,842,994	－	3,120,255,678
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
出資金の受入	－	－	－	－	－	－	－	－
II 資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
減価償却	－	－	△ 181,733,978	－	－	－	－	△ 181,733,978
III 利益剰余金の当期変動額								
(1) 利益の処分又は損失の処理								
利益処分による積立	－	－	－	66,174,756	236,668,238	△ 302,842,994	－	－
(2) その他								
当期純利益	－	－	－	－	－	50,152,924	50,152,924	50,152,924
当期変動額合計	－	－	△ 181,733,978	66,174,756	236,668,238	△ 252,690,070	50,152,924	△ 131,581,054
当期末残高	2,640,080,000	158,281,701	△ 392,868,709	180,492,181	352,536,527	50,152,924	50,152,924	2,988,674,624

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 409,927,262
人件費支出	△ 521,456,538
その他の業務支出	△ 82,120,980
運営費交付金収入	707,000,000
授業料収入	25,669,200
入学金収入	3,694,200
検定料収入	898,200
受託研究収入	317,887,779
受託事業等収入	38,978,000
共同研究収入	400,000
寄附金収入	1,500,000
その他の業務収入	10,165,578
科学研究費助成事業等預り金の増減額	△ 13,344,315
その他預り金の増減額	76,518
業務活動によるキャッシュ・フロー	79,420,380

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 7,328,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,328,997

III 資金増加額 72,091,383

IV 資金期首残高 355,320,701

V 資金期末残高 427,412,084

利益の処分に関する書類(案)
(令和7年3月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益	50,152,924
	当期総利益	50,152,924
II	利益処分類	
	積立金	50,152,924

I 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和4年8月31日改訂)及び「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和6年3月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しています。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としていますが、設立団体から承継した固定資産については、承継時の残存耐用年数、受託研究等収入で令和4年度までに取得した固定資産については当該研究期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物 2 ～ 17 年

工具器具備品 2 ～ 15 年

また、特定の資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

また、運営費交付金により財源措置がなされる教職員については、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教員の退職一時金については、退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき退職給付に係る引当金を計上しています。

また、運営費交付金により財源措置がされる役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

Ⅱ 注記

1 貸借対照表関係

- (1)運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 39,067,893円
(静岡県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- (2)当期の運営費交付金により財源措置されない賞与引当相当額 32,853,686 円

2 損益計算書関係

該当事項はありません。

3 純資産変動計算書関係

該当事項はありません。

4 キャッシュ・フロー計算書関係

- (1)資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	427,412,084 円
資金期末残高	427,412,084 円

- (2)重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

5 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

6 金融商品に関する注記

- (1)金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

- (2)金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

7 退職給付関係

- (1)採用している退職給付制度の概要

運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

- (2)確定給付制度

- i 簡便法を適用した制度における退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(単位:円)

期首における退職給付引当金	0
退職給付費用	400,551
退職給付の支払額	0
期末における退職給付引当金	400,551

- ii 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	400,551
----------------	---------

8 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

9 重要な後発事象

該当事項はありません。

10 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記関係

(1)公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

i 業務費用		
(i) 損益計算書上の費用	1,129,729,245 円	
(ii) (控除)自己収入等	△ 462,799,630 円	
業務費用合計		666,929,615 円
ii 資本剰余金を減額したコスト等		201,371,069 円
iii 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	37,070,946 円	37,070,946 円
iv 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		905,371,630 円

(2)公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率は、新発10年国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%を採用しています。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要
							当期 償却額		当期 減損損失	当期 減損損失相当額		
有形固定資産(特定 償却資産)	建物	1,720,080,000	－	－	1,720,080,000	306,096,927	153,048,463	－	－	－	1,413,983,073	
	構築物	1,071,241	－	－	1,071,241	223,175	107,124	－	－	－	848,066	
	工具器具備品	157,210,460	－	－	157,210,460	86,548,607	28,578,391	－	－	－	70,661,853	
	計	1,878,361,701	－	－	1,878,361,701	392,868,709	181,733,978	－	－	－	1,485,492,992	
有形固定資産(特定 償却資産以外)	構築物	8,147,899	－	－	8,147,899	263,853	210,100	－	－	－	7,884,046	
	工具器具備品	284,964,121	2,161,600	－	287,125,721	246,851,237	60,489,549	－	－	－	40,274,484	
	図書	11,827,485	692,199	－	12,519,684	－	－	－	－	－	12,519,684	
	車両運搬具	2,066,338	－	－	2,066,338	1,405,108	351,277	－	－	－	661,230	
	計	307,005,843	2,853,799	－	309,859,642	248,520,198	61,050,926	－	－	－	61,339,444	
非償却資産	土地	920,000,000	－	－	920,000,000	－	－	－	－	－	920,000,000	
	計	920,000,000	－	－	920,000,000	－	－	－	－	－	920,000,000	
有形固定資産合計	土地	920,000,000	－	－	920,000,000	－	－	－	－	－	920,000,000	
	建物	1,720,080,000	－	－	1,720,080,000	306,096,927	153,048,463	－	－	－	1,413,983,073	
	構築物	9,219,140	－	－	9,219,140	487,028	317,224	－	－	－	8,732,112	
	工具器具備品	442,174,581	2,161,600	－	444,336,181	333,399,844	89,067,940	－	－	－	110,936,337	
	図書	11,827,485	692,199	－	12,519,684	－	－	－	－	－	12,519,684	
	車両運搬具	2,066,338	－	－	2,066,338	1,405,108	351,277	－	－	－	661,230	
	計	3,105,367,544	2,853,799	－	3,108,221,343	641,388,907	242,784,904	－	－	－	2,466,832,436	
無形固定資産	ソフトウェア	100,082,389	－	－	100,082,389	80,937,052	20,398,523	－	－	－	19,145,337	
	計	100,082,389	－	－	100,082,389	80,937,052	20,398,523	－	－	－	19,145,337	

(2) 棚卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

(3)-1流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3)-2投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	-	400,551	-	-	400,551	
賞与引当金	9,007,079	11,298,876	9,007,079	-	11,298,876	
合計	9,007,079	11,699,427	9,007,079	-	11,699,427	

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費	158,281,701	-	-	158,281,701	
計	158,281,701	-	-	158,281,701	

(11) 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1運営費交付金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額			期末残高	摘要
			運営費 交付金収益	資本 剰余金	小計		
令和3年度	811,000	-	811,000	-	811,000	-	期末残高： 退職一時金財源
令和4年度	1,637,000	-	848,539	-	848,539	788,461	
令和5年度	2,464,000	-	-	-	-	2,464,000	
令和6年度	-	707,000,000	706,133,000	-	706,133,000	867,000	
合計	4,912,000	707,000,000	707,792,539	-	707,792,539	4,119,461	

(12)-2運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	令和3年度 交付分	令和4年度 交付分	令和5年度 交付分	令和6年度 交付分	計
期間進行基準	-	-	-	706,133,000	706,133,000
費用進行基準	811,000	848,539	-	-	1,659,539
合計	811,000	848,539	-	706,133,000	707,792,539

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1施設費の明細

該当事項はありません。

(13)-2補助金等の明細

該当事項はありません。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：円、人)

区分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常勤	30,330,315	2	-	-
	非常勤	7,148,451	8	-	-
	計	37,478,766	10	-	-
教員	常勤	314,165,265	27	2,060,090	4
	非常勤	-	-	-	-
	計	314,165,265	27	2,060,090	4
職員	常勤	-	-	-	-
	非常勤	12,116,297	5	-	-
	計	12,116,297	5	-	-
合計	常勤	344,495,580	29	2,060,090	4
	非常勤	19,264,748	13	-	-
	計	363,760,328	42	2,060,090	4

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

①役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員報酬規程」に基づいています。

②退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

①教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程」及び「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学有期雇用職員給与規程」に基づいています。

②退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員退職手当規程」に基づいています。

(注3) 支給人員数については、年間平均支給人員数を記載しています。

(注4) 上記役員（非常勤）には、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学経営審議会及び教育研究審議会の委員の報酬等に関する規程」に基づく支給額 478,343円及び支給人員3人が含まれております。

(注5) 本表には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注6) 上記支給額には、法定福利費（53,117,019円）は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

教育経費			
消耗品費		1,068,201	
印刷製本費		63,547	
水道光熱費		2,309,050	
旅費交通費		1,771,103	
通信運搬費		325,814	
諸会費		87,300	
会議費		863,212	
報酬委託手数料		35,673,784	
租税公課		2,249,007	
減価償却費		35,346	
文献複写料		4,487	
雑費		73,325	
			44,524,176
研究経費			
消耗品費		5,394,013	
備品費		7,136,491	
印刷製本費		199,908	
水道光熱費		12,261,255	
旅費交通費		5,155,059	
通信運搬費		111,518	
広告宣伝費		330,000	
諸会費		3,781,583	
会議費		8,165	
報酬委託手数料		30,550,008	
減価償却費		32,838,284	
文献複写料		4,214	
雑費		10,468	
			97,780,966
教育研究支援経費			
消耗品費		353,599	
備品費		2,844,600	
水道光熱費		6,122,000	
旅費交通費		55,867	
通信運搬費		1,293,534	
賃借料		43,120	
諸会費		232,000	
報酬委託手数料		41,803,524	
減価償却費		41,095,415	
			93,843,659
受託研究費			
非常勤教員給与			
給料	4,653,889		
賞与	1,077,055		
法定福利費	870,411	6,601,355	
常勤職員給与			
給料	13,497,627		
賞与	10,840,481		
賞与引当金繰入額	6,830,908		
法定福利費	17,630,297		
通勤手当	2,104,060	50,903,373	
非常勤職員給与			
給料	12,883,317		
賞与	2,257,262		
賞与引当金繰入額	1,528,131		
法定福利費	742,575		
通勤手当	1,237,212	18,648,497	
消耗品費		31,505,014	
備品費		3,770,398	
印刷製本費		1,920,563	
旅費交通費		8,921,479	
通信運搬費		6,550,654	
賃借料		852,326	
車両燃料費		8,044	
修繕費		157,366	
損害保険料		444,000	
諸会費		950,756	
会議費		2,044,560	
報酬委託手数料		202,026,881	
租税公課		7,967,716	
減価償却費		5,377,852	
文献複写料		1,824	
			348,652,658

共同研究費			
消耗品費		8,300	
備品費		1,236,562	
印刷製本費		5,361	
旅費交通費		846,083	
通信運搬費		13,464	
諸会費		78,749	
報酬委託手数料		89,352	2,277,871
受託事業費			
非常勤教員給与			
給料	977,600		
通勤手当	137,152	1,114,752	
常勤職員給与			
非常勤職員給与			
給料	21,822,466		
賞与	2,523,412		
賞与引当金繰入額	1,090,309		
法定福利費	2,432,647		
通勤手当	505,104	28,373,938	
消耗品費		1,956,498	
備品費		367,680	
印刷製本費		1,189,478	
水道光熱費		2,760,913	
旅費交通費		586,350	
通信運搬費		59,839	
賃借料		193,388	
諸会費		149,330	
報酬委託手数料		4,149,293	
租税公課		2,984,522	43,885,981
役員人件費			
常勤役員報酬等			
報酬	20,712,000		
賞与	8,634,315		
法定福利費	2,476,648		
通勤手当	984,000	32,806,963	
非常勤役員報酬等			
報酬	6,381,200		
通勤手当	767,251	7,148,451	39,955,414
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	217,591,114		
賞与	78,937,597		
賞与引当金繰入額	1,849,528		
退職給付費	2,060,090		
法定福利費	49,244,096		
通勤手当	15,787,026	365,469,451	365,469,451
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料	8,551,334		
賞与	3,374,158		
法定福利費	1,396,275		
通勤手当	190,805	13,512,572	13,512,572
一般管理費			
消耗品費		2,818,303	
印刷製本費		1,268,425	
水道光熱費		8,062,983	
旅費交通費		873,392	
通信運搬費		538,763	
賃借料		2,480,685	
車両燃料費		75,268	
福利厚生費		1,320	
修繕費		431,002	
損害保険料		4,809,350	
広告宣伝費		1,905,640	
諸会費		1,347,800	
研修費		73,800	
報酬委託手数料		46,456,444	
租税公課		6,539,592	
減価償却費		2,102,552	
雑費		41,178	79,826,497

(17) 寄附金の明細

(単位：円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
全 学	3,728,870	116	うち現物寄附 2,228,870円、 114件
合 計	3,728,870	116	

(18) 受託研究の明細

(単位：円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	11,723,164	252,211,708	256,005,560	7,929,312
	間接経費	-	55,783,305	55,783,305	-
独立行政法人	直接経費	-	21,650,138	21,650,138	-
	間接経費	-	5,695,041	5,695,041	-
国	直接経費	-	15,206,805	15,206,805	-
	間接経費	-	4,562,041	4,562,041	-
合 計	直接経費	11,723,164	289,068,651	292,862,503	7,929,312
	間接経費	-	66,040,387	66,040,387	-

(19) 共同研究の明細

(単位：円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国立大学法人	直接経費	1,582,196	352,000	1,934,196	-
	間接経費	518,000	48,000	566,000	-
株式会社	直接経費	1,829,972	-	343,675	1,486,297
	間接経費	472,000	-	72,000	400,000
合 計	直接経費	3,412,168	352,000	2,277,871	1,486,297
	間接経費	990,000	48,000	638,000	400,000

(20) 受託事業等の明細

(単位：円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	38,918,000	38,918,000	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体 (静岡市)	直接経費	-	4,966,000	4,966,000	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	43,884,000	43,884,000	-
	間接経費	-	-	-	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位：円、件)

種目	当期受入額	件数	摘要
基盤研究 (A)	(5,700,000) 1,710,000	2	
基盤研究 (B)	(2,090,000) 1,752,000	6	
基盤研究 (C)	(2,530,000) 759,000	9	
挑戦的研究 (開拓)	(4,880,000) 1,924,000	5	
挑戦的研究 (萌芽)	(1,300,000) 390,000	1	
若手研究	(1,500,000) 450,000	2	
特別研究員奨励費	(1,000,000) 300,000	1	
厚生労働科学研究費補助金	(7,534,000) 2,005,000	5	
合 計	(26,534,000) 9,290,000	31	

(注) 当期受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として () 内に記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位：円)

区分	残高	摘要
現金	52,952	
普通預金	427,359,132	
計	427,412,084	

②未収金

(単位：円)

区分	残高	摘要
受託研究	327,763,859	
受託事業	10,816,000	
人件費	18,433	
計	338,598,292	

③未払金

(単位：円)

区分	残高	摘要
人件費	11,646,051	
業務費	108,265,671	
一般管理費	23,246,216	
資産	509,150	
その他（預り金等）	10,860,075	
計	154,527,163	

令和 6 年度

(第 4 期事業年度)

決 算 報 告 書



自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

令和6年度 決算報告書

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)	備考
収入				
運営費交付金	707,000,000	707,000,000	0	
自己収入	35,379,000	40,416,405	5,037,405	
授業料収入及び入学金検定料収入	26,879,000	30,262,200	3,383,200	(注1)
雑収入	8,500,000	10,154,205	1,654,205	(注2)
受託研究等収入及び寄附金収入等	382,078,000	400,893,038	18,815,038	
計	1,124,457,000	1,148,309,443	23,852,443	
支出				
業務費	742,379,000	622,078,186	△ 120,300,814	
教育研究経費	119,756,000	93,749,232	△ 26,006,768	(注3)
人件費	460,267,000	399,242,710	△ 61,024,290	(注4)
一般管理費	162,356,000	129,086,244	△ 33,269,756	(注5)
受託研究等経費及び寄附金事業費等	382,078,000	426,774,099	44,696,099	(注6)
計	1,124,457,000	1,048,852,285	△ 75,604,715	
収入 － 支出	0	99,457,158	99,457,158	

○ 予算と決算の差異について

(注1) 入学者の増によるものです。

(注2) 科研費間接経費の増によるものです。

(注3) 執行額が予算計上額を下回ったことなどにより減少したものです。

(注4) 各種手当の予算計上額を実支給額が下回ったことなどにより減少したものです。

(注5) 間接経費の充当等により減少したものです。

(注6) 受託研究費等の受入額が見込を上回ったことに伴う執行額の増や、前年度までに受け入れた寄附金等の執行額の増によるものです。

○ 損益計算書との差異について

(1) 決算報告書では、固定資産取得額が支出に含まれ、減価償却費が支出から除かれています。

(2) 決算報告書では、負債計上している翌年度繰越分が収入に含まれています。

令和 6 年度

(第 4 期事業年度)

事業報告書



自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

目 次

I	はじめに	
II	法人に関する基礎的な情報	
1	目標	1
2	業務内容	1
3	沿革	2
4	設立に係る根拠法	2
5	設立団体	2
6	組織図その他の法人の概要	3
7	事務所の所在地	3
8	資本金の額	4
9	在学する学生の数	4
10	役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	4
11	常勤職員の数	5
12	非常勤職員の数	6
13	客員教員の数	6
III	財務諸表の要約	
1	貸借対照表	7
2	損益計算書	8
3	キャッシュ・フロー計算書	9
IV	財務情報	
1	財務諸表に掲載された事項の概要	10
2	重要な施設等の整備等の状況	12
3	予算及び決算の概要	12
V	事業に関する説明	
1	財源の内訳	13
2	財務情報及び業務の実績に基づく説明	13
VI	その他の事業に関する事項	
1	予算、収支計画及び資金計画	28
2	短期借入れの概要	28
3	運営費交付金債務及び当期振替額の明細	28
	財務諸表の科目	29

I はじめに

令和3年4月に社会健康医学の「知と人材の拠点」として開学した本学は、いくつかの点において他の大学とは異なる。

第一に、本学は学部を持たない社会健康医学の単科大学院であり、社会全体の健康を守るために何をすべきか、というベクトルを明確に意識し、公衆衛生学を発展させた社会健康医学の手法により多彩な教育研究を展開している。

第二に、本学では職種・経歴・年齢・性別などの背景を異にする学生が一同に集い、同じ学び舎で修学・研究をしている。今の健康課題を大局的に解決するためには、お互いの専門性をリスペクトしながら学ぶ heterogeneous な視点が求められている。

第三に、本学は研究成果の還元とその社会実装を旗幟鮮明に掲げている。学生は卒業後、本学での学びの成果を携えて地域・職域、さらには日本の健康課題の解決に貢献することが期待される。

令和5年度からは博士後期課程を設置し、博士前期課程にも聴覚・言語コースを新設するとともに、専任教員を増員し、研究教育体制のさらなる強化を図った。また、令和6年度からは遺伝カウンセラー養成コースも開設するとともに、本学初の寄附講座「ウエルネスみらい講座（タイカ）」も設置するなど、まさに本学は飛翔の年を迎えている。

II 法人に関する基礎的な情報

1 目 標

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）の第1期中期目標において本学は、社会健康医学の教育研究拠点として、地域において、医療や公衆衛生等の現場で活躍することを目指す人材にとって魅力ある教育と研究が展開できるよう、次の3項目を重点的な目標に位置付けられている。

- (1) 社会健康医学の学識を社会に還元する人材や社会健康医学を継続的に研究する人材の育成
- (2) 社会健康医学研究の長期かつ継続的な推進
- (3) 社会健康医学研究の成果の地域への還元

2 業務内容

- (1) 静岡社会健康医学大学院大学を設置し、これを運営すること
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
- (3) 本学以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本学以外の者との連携による教育研究活動を行うこと
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- (5) 静岡社会健康医学大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進す

ること

(6) 前記の業務に附帯する業務を行うこと

3 沿 革

静岡社会健康医学大学院大学は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的に、令和3年4月に開学した。

本学は、前述のとおり健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、健康寿命の延伸に資する教育研究を通じ、国際社会に貢献する「知と人材の拠点」を目指し、臨床・予防医学の高度化、健康増進・疾病予防対策の最適化に資する最先端の疫学研究、医療ビッグデータ解析に取り組んでいる。また、令和5年4月から、社会健康医学やゲノム医学領域の研究者養成を主眼においた博士後期課程の開講及び博士前期課程の中に聴覚・言語コースを併設し、さらに令和6年度からは日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会認定の遺伝カウンセラー養成コースも開設し、研究教育体制のさらなる強化を行った。

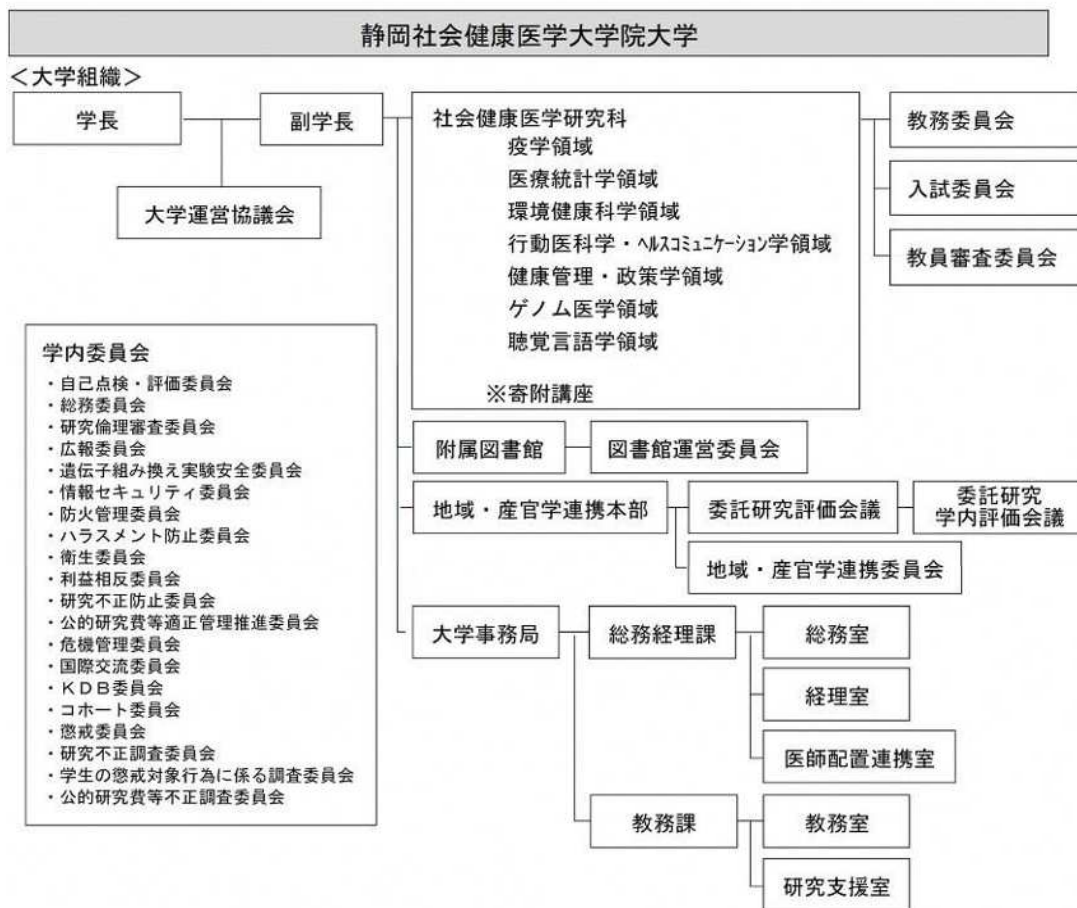
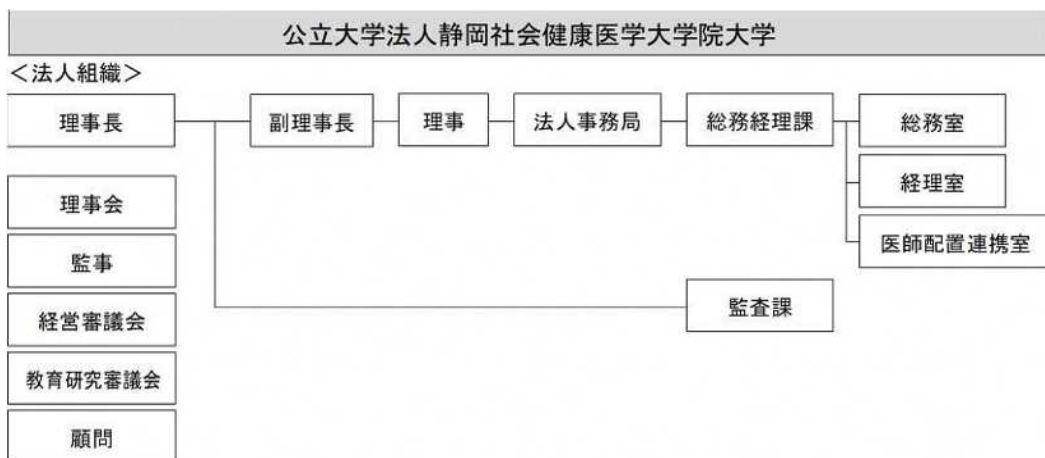
4 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

5 設立団体

静岡県

6 組織図その他の法人の概要（令和7年4月1日現在）



7 事務所の所在地

静岡市葵区北安東4丁目27番2号

- 8 資本金の額（令和7年4月1日現在）
26億4,008万円（全額 静岡県出資）

- 9 在学する学生の数（令和7年5月1日現在）（単位：人）

研究科	課程	入学定員	収容定員	現員		
				男	女	計
社会健康医学	博士前期（修士）	10	20	16	21	37
	博士後期	2	6	9	6	15
	計	12	26	25	27	52

- 10 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和7年5月1日現在）

役職	氏名	任期	主な経歴
理事長	宮地 良樹	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	- 平成10年6月～平成26年9月 京都大学大学院医学研究科教授 - 平成26年10月～平成30年3月 滋賀県立成人病センター病院長 - 平成30年4月～令和3年3月 静岡県立総合病院参与・リサーチ サポートセンター長
副理事長（教育 研究）	中山 健夫	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	- 平成18年5月～現在 京都大学大学院医学研究科教授 - 平成28年6月～令和元年5月 京都大学大学院医学研究科副研 究科長・社会健康医学系専攻長 - 令和5年4月～現在 京都大学医学部附属病院倫理支 援部部長（併任） - 令和6年4月～現在 京都大学大学院医学研究科ヘル スセキュリティセンター教授 （併任）
副理事長（将来 構想）	伊藤 裕	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	- 平成18年4月～令和5年3月 慶應義塾大学医学部教授 - 令和5年4月～現在 慶應義塾大学名誉教授 慶應義塾大学予防医療センター 特任教授

			・令和 6 年 4 月～現在 静岡県立総合病院リサーチサポートセンター長（兼任）
理事（総務）	窪田 浩一朗	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月 静岡県東部健康福祉センター所長
理事(教育研究)	浦野 哲盟	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・平成 13 年 4 月～令和 3 年 3 月 浜松医科大学医学部教授 ・平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月 浜松医科大学副学長（情報広報担当） ・令和 3 年 4 月～現在 浜松医科大学名誉教授 十全オアシスクリニック院長
理事(経営)	後藤 康雄	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	・平成 19 年 6 月～現在 はごろもフーズ(株)代表取締役会長 ・令和 2 年 10 月～令和 6 年 10 月 県教育委員会委員
監事	渡邊 高秀	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 事業年度についての財務諸表の承認の日まで	・昭和 60 年 4 月～現在 渡邊法律事務所所長
監事	吉村 峰仙	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 事業年度についての財務諸表の承認の日まで	・平成 23 年 8 月～現在 吉村峰仙公認会計士事務所代表 ・平成 23 年 10 月～現在 吉村峰仙税理士事務所代表

11 常勤職員の数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	特定 教授	特定 助教	教員 計	事務局 職員	合計
教職 員数	1		15	5	4		1	1	27	17	44

常勤教職員は前年度比で 2 人（4.3%）減少している（減少は教員のみ）。平均年齢（学長を除く）は 49.9 歳（教員 55.5 歳、事務局職員 41.4 歳）である。

このうち、静岡県からの派遣職員は事務局職員 17 人である。

12 非常勤職員の数（令和7年5月1日現在）

（単位：人）

区分	特任教員	非常勤講師	非常勤職員
教職員数	0	15	20

13 客員教員の数（令和7年5月1日現在） （単位：人）

区分	客員教員
教員数	20

Ⅲ 財務諸表の要約

1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
固定資産	2,485	固定負債	30
有形固定資産	2,466	長期寄附金債務	30
土地	920	退職給付引当金	0
建物	1,720		
減価償却累計額	△306	流動負債	241
構築物	9	運営費交付金債務	4
減価償却累計額	△0	寄附金債務	38
工具器具備品	444	前受受託研究費	7
減価償却累計額	△333	前受共同研究費	1
図書	12	未払金	154
車両運搬具	2	未払消費税等	5
減価償却累計額	△1	前受金	0
無形固定資産	19	科学研究費助成事業等預り金	10
		預り金	6
流動資産	774	賞与引当金	11
現金及び預金	427		
未収金	338		
その他の流動資産	8		
		負債合計	271
		純資産の部	金 額
		資本金	2,640
		地方公共団体出資金	2,640
		資本剰余金	△234
		資本剰余金	158
		減価償却相当累計額	△392
		利益剰余金	583
		純資産合計	2,988
資産合計	3,260	負債・純資産合計	3,260

※ 金額は百万円未満を切り捨てしているため、合計金額と一致しないことがある。

2 損益計算書

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用 (A)	1,129
業務費	1,049
教育経費	44
研究経費	97
教育研究支援経費	93
受託研究費	348
共同研究費	2
受託事業費	43
人件費	418
一般管理費	79
経常収益 (B)	1,179
運営費交付金収益	707
授業料収益	25
入学金収益	3
検定料収益	0
受託研究収益	358
共同研究収益	2
受託事業等収益	43
寄附金収益	26
雑益	10
臨時損益 (C)	—
目的積立金取崩額 (D)	—
当期総利益 (B - A + C + D)	50

※ 金額は百万円未満を切り捨てしているため、合計金額と一致しないことがある。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	79
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△409
人件費支出	△521
その他の業務支出	△82
運営費交付金収入	707
授業料収入	25
入学金収入	3
検定料収入	0
受託研究収入	317
受託事業等収入	38
共同研究収入	0
寄附金収入	1
その他の業務収入	10
科学研究費助成事業等預り金の増減額	△13
その他預り金の増減額	0
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△7
有形固定資産の取得による支出	△7
III 資金増加額 (C = A + B)	72
IV 資金期首残高 (D)	355
V 資金期末残高 (E = C + D)	427

※ 金額は百万円未満を切り捨てしているため、合計金額と一致しないことがある。

IV 財務情報

1 財務諸表に掲載された事項の概要

(特に断らない限り百万円未満を切り捨て表示している。)

(1) 貸借対照表関係

ア 資産の総額	3,260 百万円 (前年度より 146 百万円減)
・ 固定資産	2,485 百万円 (前年度より 260 百万円減)
[主な内容]	土地 920 百万円 (前年度同額)
	建物 1,413 百万円 (前年度より 153 百万円減)
	工具器具備品 110 百万円 (前年度より 86 百万円減)
	(県から出資を受けた土地、建物、無償譲渡を受けた工具器具備品等及び施設費で購入した工具器具備品等)
・ 流動資産	774 百万円 (前年度より 114 百万円増)
[主な内容]	現金及び預金 427 百万円 (前年度より 72 百万円増)
	未収金 (県受託研究費等) 338 百万円 (前年度より 42 百万円増)
イ 負債の総額	271 百万円 (前年度より 14 百万円減)
・ 固定負債	30 百万円 (前年度より 30 百万円減)
[主な内容]	長期寄附金債務 30 百万円 (前年度より 30 百万円減)
・ 流動負債	241 百万円 (前年度より 14 百万円増)
[主な内容]	未払金 (業務委託費等) 154 百万円 (前年度より 5 百万円増)
	寄附金債務 (寄附講座寄附金等) 38 百万円 (前年度より 7 百万円増)
ウ 純資産の総額	2,988 百万円 (前年度より 131 百万円減)
・ 資本金	2,640 百万円 (前年度同額)
[内容]	地方公共団体出資金 (県からの出資) 土地、建物
・ 資本剰余金	△234 百万円 (前年度より 181 百万円減)
[内容]	県施設整備費補助金で取得した財産に係る取得費と減価償却費の累計、 資本金勘定 (出資建物) の減価償却費の累計
・ 利益剰余金	583 百万円 (前年度より 50 百万円増)
[内容]	過去の剰余金等による目的積立金 180 百万円
	過去の剰余金等による積立金 352 百万円
	当期発生した未処分利益 50 百万円

(2) 損益計算書関係

ア 経常費用合計	1,129 百万円（前年度より 110 百万円増）
〔主な内容〕 業務費	1,049 百万円（前年度より 113 百万円増） （教育経費、研究経費、教育研究支援経費、受託研究費、人件費等）
一般管理費	79 百万円（前年度より 3 百万円減）
イ 経常収益合計	1,179 百万円（前年度より 74 百万円増）
〔主な内容〕 運営費交付金収益	707 百万円（前年度同額）
受託研究収益	358 百万円（前年度より 59 百万円増）
ウ 経常利益	50 百万円（前年度より 35 百万円減）
エ 臨時利益	0 百万円（前年度より 216 百万円減）
オ 当期総利益	50 百万円（前年度より 252 百万円減）

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

ア 業務活動によるキャッシュ・フロー	79 百万円
〔主な内容〕 原材料、商品又はサービスの購入による支出	△409 百万円
人件費支出	△521 百万円
運営費交付金収入	707 百万円
受託研究収入	317 百万円
イ 投資活動によるキャッシュ・フロー	△7 百万円
〔主な内容〕 有形固定資産の取得による支出	△7 百万円
ウ 資金増加額	72 百万円
エ 資金期首残高	355 百万円
オ 資金期末残高	427 百万円

(4) セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略する。

(5) 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益 50 百万円は、全て積立金に計上するため、目的積立金の申請はありません。

2 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

(2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等

該当なし

3 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	1,126	1,080	1,110	1,098	1,124	1,148
運営費交付金	599	599	710	710	707	707
施設整備費補助金	37	34				
自己収入	24	35	28	45	35	40
受託研究及び寄附金等	457	406	368	337	382	400
補助金等収入				4		
目的積立金取崩収入	8	4	3			
支出	1,126	872	1,110	942	1,124	1,048
教育研究経費	129	91	121	84	119	93
人件費	342	301	453	375	460	399
一般管理費	159	132	166	143	162	129
施設整備費	37	34				
受託研究及び寄附金事業費等	457	313	368	339	382	426
収入－支出	－	207	－	155	－	99

※ 金額は百万円未満を切り捨てしているため、合計金額と一致しないことがある。

V 事業に関する説明

1 財源の内訳

令和6年度の当法人の経常収益は1,179百万円で、その内訳としては、運営費交付金収益707百万円(60.0%(対経常収益比、以下同じ。))、授業料、入学金及び検定料収益29百万円(2.5%)、受託研究収益358百万円(30.4%)、受託事業等収益43百万円(3.7%)、その他39百万円(3.4%)となっている。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する取組

ア 教育活動等

(ア)プロフェッショナルな人材の育成

○教育研究環境の充実

多様なバックグラウンドを持つ学生が集う特性を最大限に活かすため、例えばそれぞれの専門知識を基に質の高い議論が行えるように、授業ではディスカッションの機会を頻繁に設けた。ディスカッションでは、学生のバックグラウンドによらず議論が行えるように提示する課題を工夫した。また、グループワークも積極的に取り入れた。

○学生教員懇談会の開催

学生の意見を授業や研究に取り入れる目的で、全ての学生と教員が参加する学生教員懇談会を開催した(半期に2回、計4回)。懇談会の前には全学生を対象としたアンケートを実施し、授業や学生生活について意見を集約した。集まった意見について懇談会で検討し、例えば教室内のコンセントがない席(講義室2の一番後ろ入口側の席)にコンセントを設置するなど、大学が取り組むべき案件については速やかに対応した。また、学生から指摘のあった、グループワークでオンサイト同士、オンライン同士でグループを組むとメンバーが固定されがちなことについて、グループの割り振りを工夫するようにした。

○学生からの授業評価

授業アンケートを半期に2回(計4回)実施し、アンケート結果を学長や研究科長が把握するとともに、各教員にフィードバックすることで、授業の質の向上に努めた。

○博士後期課程の設置

- ・令和5年度に新設した博士後期課程に、令和6年度は5名が入学した。内訳は、医師1名、薬剤師1名、大学教員1名、会社員2名であった。このうち3名は本学博士前期課程の修了者(内部進学)であった。
- ・研究指導教員に加え、研究指導を補助する副研究指導教員を配置することで、教育研究の質向上に努めた。

- ・博士後期課程の学位論文の審査申請手続きや審査プロセスなどを学生便覧に掲載し、新入生が入学時点で今後の3年間のスケジュールを理解できるようにした。
- ・本学の教員だけではカバーしきれない学術領域において、最先端で研究を推進する外部講師を招いた社会健康医学特講を年8回開催した。博士後期課程の学生が幅広い視野を身につけ、自らの研究に多角的に取り組むための学識を修得する機会を提供した。
- ・博士後期課程の学生が研究成果を発表し、本学の全ての教員と博士後期課程の学生を交えてディスカッションを行う「博士課程セミナー」も年8回開催した。セミナーには、特講に招いた外部講師にも参加してもらうことで、自身の指導教員のみならず、多様な領域の専門家から研究指導を受けられる体制を構築した。

(イ)社会への発信

○静岡社会健康医学セミナーの開催等

- ・本学独自の事業として、令和5年度から県民を対象とした「静岡社会健康医学セミナー」を開始した。本年度（令和6年12月）は、「遺伝と健康・寿命」をテーマに、在学生（医師）、教員、学外講師が最新の知見や本県における調査結果を分かり易く概説した。
- ・県と共催で、県民向けに「知って防ごう！脳梗塞と心筋梗塞」（令和6年10月）をテーマに講演会を開催した。講演会では、循環器病（心血管疾患と脳卒中）及びその予防に関する正しい知識について、本学教員と外部講師が実例を交えて紹介した。
- ・本学の教員が自らの研究成果を分かり易く解説する市民公開講座を開催した（令和7年3月）。本年度は、2名の教員が「けんしん（検診と健診）の効果」、「患者と医療者が一緒につかう健康の道しるべ：診療ガイドラインとは？」をテーマに講演を行った。

(ウ)国際的に通用する MPH（修士（社会健康医学））の養成

- ・米国公衆衛生教育協会（CEPH）において基本科目とされる「疫学」、「医療統計学」、「環境健康科学」、「行動医科学・ヘルスコミュニケーション学」、「健康管理・政策学」の5つのコア領域を基盤とした教育研究を行った。それぞれの授業では、適宜、非常勤講師やゲストスピーカーを招くことで、専門性の高い授業を提供した。

(エ)教育の実施体制の充実

○講義の充実

- ・現行のカリキュラムでは不足している質的研究法について集中的に学ぶ新規科目「質的研究法特講（M-GTA 特講）」を新たに設置した。
- ・本年度に新設した遺伝カウンセラー養成コースでは、1年次開講のコース必修科目について着実に授業を実施した。

- ・令和5年度に新設した聴覚・言語コースでは、本年度初めて開講する2年次のコース必修科目についても着実に授業を実施した。

○教育研究環境の充実

- ・遠隔講義システムの保守・管理を適切に行うことで、授業や学修に支障が生じないように運用した。
- ・院生室、講義室、演習室等の学生エリアは、24時間利用できるようにカード認証システムを維持・管理した。同様に図書館も24時間体制を維持した。
- ・第1期生の修士論文・課題研究報告をまとめた『社会健康医学研究科 社会健康医学専攻 特別研究成果報告集』を発刊し、在学生在が自らの研究テーマや研究デザインを検討するための資料として公開した。なお、将来的に修了生が研究成果を学術論文として発表する場合に二重投稿や著作権等の懸念事項が生じないように、報告集は本学の図書館でのみ閲覧させる取扱いを継続した。
- ・学生が研究成果を論文や学会で発表する際の助成費用を増額することで、成果の発表を促した。
- ・本学のプロジェクト研究であるゲノムコホートや、県と共同で実施している栄養調査事業等に学生が参画できるようにすることで、座学以外で公衆衛生学を学ぶ機会を提供した。

○図書館の充実

- ・図書館には非常勤司書を引き続き配置し、利用環境や情報発信体制を維持した。また、静岡県立総合病院との図書館相互利用の協定により、多くの図書や電子ジャーナルを利用できる環境を維持した。
- ・図書館司書向け専門研修2回の受講により、司書の資質向上を図るとともに、受講内容に基づき、図書館司書から文献検索に関する実務的な情報等を含むニュースレターを毎月発行した。
- ・図書館司書は、昨年に引き続き、スキルアップのためJMLA(日本医学図書館協会)で診療ガイドラインワーキンググループに所属し、サルコペニア・フレイドラインのCQ(クリニカルクエスション)2件の検索式作成及びデータファイルの作成を、他機関(静岡がんセンター、大阪公立大学医学部、杏林大学医学部等)の担当者と分担して行った。
- ・文献検索法について、ゲストスピーカーとして図書館司書が通常授業で1回講義した。
- ・博士論文の公開、ならびに本学の研究成果物を保存・公開することを目的に、学術リポジトリを運用した。修士論文(インターネット公開は任意)1件を本リポジトリ上で公開した。
- ・学生や教員に対してアンケート調査を行い、図書館の図書や学術雑誌の購入に反映させた。また、電子ジャーナル・データベースのラインナップについては、ア

ンケート結果と実際の利用状況を考慮して契約に反映させた（電子ジャーナル 4,162 誌、データベース 6 種）。

○教育スキルの充実

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）を開催し、学生のストレス対応とメンタルヘルスに関する講義を受けた。FD には全ての教員が参加した。
- ・オンデマンド受講用に録画した全ての授業を教員が相互に視聴できるようにすることで、自らの講義内容や教授方法の改善に役立てるための環境を整えた。

（オ）学生への支援

- ・社会人学生に配慮し、授業は金曜日の午後と土曜日を中心に配置した。聴覚・言語コースのコース必修科目のみ、平日の夜間にも開講した。
- ・長期履修制度の申請（期間の延長及び短縮）が令和 6 年 12 月に 4 件あり、いずれも承認した。長期履修制度の利用者は、計 3 名（いずれも 3 期生）となった。
- ・各学生の研究指導教員や研究指導補助教員がキャリアパスについての相談を受けた場合は、必要に応じてその情報をその他の教員と共有し、また可能な支援を行うことで、様々なバックグラウンドを持つ学生が希望どおりのキャリアパスを形成できるように、アドバイス・支援を行った。
- ・令和 6 年度に開設した寄附講座（ウェルネスみらい講座（タイカ））に、修了生が特定教授及び特定助教として着任した。

イ 研究

（ア）研究の方向性及び成果の活用

○ゲノムコホート研究

- ・ゲノムコホート研究では、個人毎に最適な予防・治療を提供する方法の確立と、研究成果の社会実装による健康増進を目的としている。具体的には、令和 6 年度は連携協定を締結した袋井市においてフィールド調査（健康調査）を行い様々な臨床情報と生体試料を収集した。
- ・独自型に実施したコホート調査（ふくけん!健診）には、1,175 名の市民が参加した。通常の健診では行わない検査（脈波伝播速度、心エコー、頸動脈エコー、骨密度、運動機能等）を行って研究に必要な情報を収集するとともに、対象者に結果を回付することで健康づくりに直接貢献した。健診会場で行う検査に加えて、家庭血圧の測定、塩分摂取量の測定（24 時間蓄尿検査）も実施した。加えて近隣の医療機関の協力を得て、頭部 MRI や腹部大腿部 CT も実施した。
- ・収集した資料と情報の分析結果は研究や教育に活用するとともに、市民にも還元することで健康づくりを促す材料とした。また、袋井市にも成果を還元することで施策の立案や健康増進のための資産とした。

- ・ゲノムコホートは、県内の教育研究機関（常葉大学（静岡理学療法学科）、静岡文化芸術大学（デザイン学部）、静岡県立大学（食品栄養科学部、薬学部、看護学部）、浜松医科大学（医生理学講座））と連携している。
- ・県外の教育研究機関との連携体制を拡大し、京都大学（ゲノム医学センター）、京都大学（眼科）、経済産業研究所、京都府立医科大学、新潟大学（包括歯科補綴学）や国立長寿医療研究センター（歯科）との連携体制も整え、共同でコホート調査や研究を進めている。
- ・企業との連携では、中部電力株式会社と共同で、電力の使用状況からフレイルを検知するための研究開発に取り組んだ。

○医療ビッグデータ解析研究

- ・静岡県の全ての市町から、平成 24 年以降の特定健診、医療レセプト、介護レセプトの提供を受け、それらを縦断的に連結することで構築した静岡国保データベース（SKDB）を用いて、医療ビッグデータ解析研究に取り組んだ。
- ・医療ビッグデータの扱いに不慣れであっても、様々なリサーチクエストの究明に SKDB を活用できるように、解析に必要なデータを簡便に切り出すためのプログラムを用意した。また、教員や学生のニーズに応じて適宜プログラムの機能を追加した。
- ・プログラムだけでは対処できない非定型的なデータ切り出しに対応するため、高度なプログラミング技術を備えたプログラマー（業務委託）を確保し、学生や教員がオンサイトで相談できる環境を整えた（週 1 日）。加えてオンラインでも相談できる環境（随時）を整えることで、時間的な制約を受けずに相談できる環境を整えた。
- ・SKDB から解析用データを抽出するために必要な高機能な計算機を複数台設置した。また、データや切り出しプログラムの更新などのメンテナンス作業を行った。
- ・SKDB のメンテナンスや SKDB を用いた研究の業務補助者を 1 名雇用した。切り出されたデータの管理業務等を通じて教員や学生の研究を支援した。
- ・SKDB に含まれる延べ 240 万人の医療・介護・健診データを活用した研究では、様々な疾患や要介護状態になるリスク因子の分析、治療方法や処方とアウトカムとの関連などについて分析を進めた。一連の研究には大学院生も研究者として加えることで、より充実した研究の実施に努めた。
- ・研究の成果は、専門の学術雑誌、英文論文への投稿、および学会等で発表した。

○疫学研究

- ・専任教員の専門性を活かした疫学研究を行った（例：地域高齢者の腸内細菌パターンと老年疾患との関連性の解明：横断的調査から縦断的調査へのレジストリー構築に向けて、地域包括ケアシステムの広域調整会議の場の機能的な運営と評価

に関する探索的研究、二次医療圏における産科医師数、産科医療施設数と妊娠継続性に関する研究)。

○外部研究費の獲得

- ・外部研究費の獲得のためのノウハウを共有する機会を設けることで、研究計画の立案や申請書の高度化を促した。
- ・外部研究費の公募情報を収集し、教員に情報を提供（毎週 E-mail 配信）する体制を整えた。
- ・外部研究費（科学研究費補助金、日本医療研究開発機構事業、共同研究等）9 件（研究代表者としての件数）を獲得した。

(イ)研究の支援体制

- ・教員や学生が行う研究の質向上を目的として、様々なタイミングでピアレビューを行う体制を整えている。具体的には、静岡県の特許研究費を活用する研究については、特許研究評価会議において学外の研究指導顧問 3 名から評価・改善指導を受ける機会を設けた。特許研究評価会議に先立つ学内評価会議においては、学長、副学長、研究科長等からも評価・改善指導を受ける機会を設定している。
- ・教員が研究成果を発表する際の費用（投稿料や発表旅費）を助成することで、積極的な研究成果の発表を促した。
- ・優秀研究者を表彰する制度を継続し、受賞者には研究費に上乗せ配分することで研究意欲を涵養した。
- ・研究における倫理観を涵養するため、研究倫理に関する外部講師による講習会を実施し、APRIN e ラーニングプログラムの受講環境を提供した。

ウ 成果の還元

(ア)地域社会等との連携

- ・地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合に参画し、静岡県の医療体制を支える医療人材確保に向けて静岡県立病院機構、地域医療機能推進機構との意見交換を行った。また、本学理事長が同連合の代表理事に選任され、同連合が進める医療機関の連携などの取組みを主導し、地域の課題解決に向けて関係機関との連携をより深めた。
- ・地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合における連携の元で、静岡県立総合病院と図書館の相互利用協定を締結し、教員、学生の研究の利便向上を図った。
- ・公衆衛生専門職大学院連絡協議会に参加し、公衆衛生学教育について最先端の情報を収集して地域の課題解決にフィードバックした。
- ・地域・産官学連携委員会が中心となって、健康課題解決や社会健康医学研究推進のため、静岡新聞・静岡放送と連携協定を締結した他、富士市と健康づくり分野における包括連携協定を締結した。

- ・寄附講座（講座名：ウェルネスみらい講座、寄附者：株式会社タイカ、研究分野：褥瘡に関すること。長寿ウェルネスに寄与すること。期間：令和6年度から令和8年度）を開設した。

（イ）成果の還元に向けた行政機関等とのシステム作り

- ・社会健康医学研究センター内に設置した地域・産官学連携委員会を定期的に開催し、静岡県指定課題について県と大学間の連携を図りながら、研究を推進した。さらに、同センター業務の総括補佐として設置した副センター長を中心に、県と連携を図り県や市町、企業等からの諸課題に対する対策の提案や助言等を積極的に実施した。
- ・社会健康医学研究センターは、静岡県委託研究への取組を主目的として令和3年度から設置されていたが、これを、県・市町・企業等との更なる連携を深めながら健康課題に対する助言や提言を実施するために、地域・産官学連携本部として令和7年度に改称設置することとした。また、知的財産に関する審査支援業務を新たに加え、企業等との社会実装に取り組む体制整備を進めた。
- ・社会健康医学研究センターに設置した委託研究評価会議において、静岡県との連携事業、県からの指定課題研究並びに疫学研究、医療ビッグデータ解析研究及びゲノムコホート研究について、研究指導顧問として社会健康医学領域に精通した3名の専門家を学外から招聘し、支援を受けながら研究の審査・評価及び進捗管理を実施した。なお、会議の円滑な運営をサポートするため、事前に、社会健康医学研究センター長、副センター長や学内委員による委託研究学内評価会議において、個々の研究課題に関する評価・助言等を実施した。
- ・研究成果等説明会や静岡県主催の事業へ参画し、県や市町の行政機関等と積極的に関わりながら、健康課題解決のための方策を検討し、成果の還元に向けて取り組んだ。
- ・静岡県及び市町、関係団体を対象に、委託研究の成果報告会（10月17日）を開催し、研究成果について分かりやすく紹介した。県、市町、関係団体の保健事業担当者及び本学教員計137人が参加した。
- ・本学における主要な研究（大規模多目的ゲノムコホートの構築とゲノム・臨床形質の関連解析、新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等での発生状況の分析、健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング、女性の健康の包括的支援の推進に資する受診勧奨及び情報発信方法の開発と評価に関する研究、レセプトデータを用いた高齢者のフレイル測定ならびに評価指標と薬剤使用実態や臨床アウトカムとの関連に関する研究）の報告を行うとともに、市町の保健事業の立案や評価における本学との連携の在り方についても提案した。
- ・静岡県及び藤枝市と共催で高血圧対策イベント「ウデをまくろう!しずおか」を開催した（10月9日、10月26日、10月27日）。静岡駅構内及び藤枝産業祭会場に血

圧測定ブースを設置し、自己申告の血圧と実測値との差を体験することで、自らの血圧に意識を向けるきっかけとした。述べ 658 人の参加者があった。参加者には、独自に作成した血圧手帳（行動変容の記録欄付き）を配布した。また減塩調味料や減塩食品を配布することで、日常生活における減塩食品の選択を促した。

- ・静岡県「フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト」に委員として教員が参画し、ヘルスケアサービス等の開発において専門的見地から助言を行った。
- ・静岡県「血圧測定習慣化タスクフォース事業」の構成員として、県民の血圧測定習慣化に向けて専門的見地から助言を行った。
- ・静岡県「ふじのくに健康増進計画推進協議会」の委員として教員が会議に出席し、健康増進計画の策定及び推進等に関して専門的見地から助言を行った。
- ・静岡県「歯科保健医療提供体制分析・活用事業ワーキング・グループ」に委員として教員が出席し、専門的見地から助言を行った。
- ・厚生労働省・静岡県「特定健診未受診者対策力強化事業」のアドバイザーとして、教員が市町の実施する受診勧奨の取組に対して助言指導を行った。

(ウ)教育研究成果の地域への還元

- 社会健康医学研究センターにおいて、静岡県や県内の市町等が抱える健康課題に対して、研究成果を行政施策に反映させることを目的とした研究テーマを県指定研究として実施した。5 件の継続研究に加え、2 件の新規指定テーマを開始した。

○継続研究

- ・高血圧対策事業の実施と効果評価（中小企業の従業員を対象に、家庭血圧の測定を習慣化するフィージビリティ研究を実施した（7つの事業所の 121 人が対象）。家庭血圧計の配付と、保健師等の専門職による測定継続支援とを組み合わせることで、血圧測定の習慣化と高血圧予防に向けた行動変容を惹起できる可能性を検討。）
- ・健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング（次期健康増進計画の基礎資料や計画の評価のために必要な生活習慣病予防のモニタリングとして、栄養素摂取量、身体活動量、喫煙、飲酒などの生活習慣などを、県及び市町毎に十分な精度・代表性を以て適切な間隔で測定できるような体制づくりを目的に、県内二次保健医療圏 8 地区を中心に抽出した 14 市町におけるランダムサンプリング調査及び県全体における非ランダムサンプリング調査を実施。）
- ・特定健診・がん検診の受診率向上のための研究（特定健診受診率向上に関心の高い市町の募集に対し応募のあった、静岡市、三島市、伊東市、富士市、磐田市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、御前崎市、伊豆の国市、函南町に対し、現状の分析を行った。分析結果に基づき、受診率向上に効果があると考えられる施策を市町とともに立案し、市町において実施可能な施策を実施した。）

- ・新型コロナウイルス感染症の高齢者施設等での発生状況の分析（高齢者・障害者関係の施設・事業所の感染対策の実態等について追加調査を行い、今後の予防策への支援を実施した。）
- ・女性の健康の包括的支援の推進に資する受診勧奨及び情報発信方法の開発と評価に関する研究—ナッジ等の行動科学を活用した受診勧奨—（がん検診受診勧奨で実施してきたナッジやソーシャル・マーケティング等の行動科学のノウハウを活用し、HPV ワクチンや婦人科検診、骨粗鬆症検診等に関する受診勧奨・情報提供方法を開発し、評価を行った後、自治体等へ提供した。）

○新規開始研究

- ・SKDB のオープンデータ化およびダッシュボードウェブアプリケーションの開発・運用（SKDB を用いた疫学研究のフィージビリティ（実行可能性）検討の効率化や、静岡県や市町の健康や医療の課題把握および関連計画等の立案・評価に対応するため、SKDB の基礎的な集計結果をオープンデータ化し、これらをリアルタイムにグラフなどで可視化する機能を備えたダッシュボードウェブアプリケーションを開発し、運用するための仕様等を検討した。）
- ・事業所における健康づくりに関する研究（働き世代の生活習慣病予防およびメンタルヘルス対策の一環として、産業医の選任が義務づけられていない従業員 50 人未満の事業所における健診・検診の実施状況や健康管理に関する課題を把握し、今後の事業所における健康づくりや生活習慣病予防の取組支援体制の充実を図ることを目的に質問票調査を行った。）

○静岡県主催（本学共催）で「知って防ごう！脳梗塞と心筋梗塞」をテーマに講演会（令和 6 年 10 月）を開催した。

○本学主催で「遺伝と健康・寿命」をテーマに静岡社会健康医学セミナー（令和 6 年 12 月）を開催した。

○本学主催で「けんしん（検診と健診）の効果」及び「患者と医療者が一緒につかう健康の道しるべ：診療ガイドラインとは？」をテーマとした公開講座（令和 7 年 3 月）を開催した。

○社会人を対象とした専門講座として、学外の診療ガイドライン作成担当者に対するガイドライン作成のための推奨作成セミナーを年 4 回開催した。

○大学ホームページや Facebook を活用し、研究活動や研究成果などを発信した。また、YouTube を活用し、研究活動に関する情報や健康に関する情報を発信した。

○学位取得者が、修了後も社会健康医学の学識を社会還元できるよう積極的に支援するため、引き続き大学において自身の研究や在学生の教育に携わることを希望する学生に対して、客員教員の身分を付与し、研究にのみ携わる者に対しては、客員共同研究員または客員研究員の身分を付与した。

エ 国際交流

- ・国際交流委員会を開催し、国際共同研究の推進について、教員間で協議・検討を行った。
- ・国際共同研究2件と国際共同事業1件に専任教員が参画し、その成果及び経験を教育研究に反映させた。
- ・教員及び学生を対象に、英語による学会発表やディスカッション及び論文作成のスキルを向上させるため、科学英語の専門家による英語セミナー（SGUPH English Seminar）を習熟度別に Basic、Presentation workshop の2コースに分け、計5回開催した（参加者数：Basic 8名、Presentation workshop 1名）。
- ・英語版ホームページや SNS（X(旧 Twitter)）、新たに制作した英語版大学紹介動画により、本学の概要や各教員の専門分野・研究概要、研究業績の英語での発信を強化した。
- ・県を通じて中国浙江省から紹介を受けた浙江大学医学院公衆衛生学院の学院長ほか3名の教員を招へいし、10月24日に学術交流協定締結記念講演会を開催した。協定の締結、両機関の紹介及び代表的な研究に関する発表を行うことで、両大学の学術交流の端緒を開いた。
- ・国際協力事業団（JICA）中部の2024年度課題別研修「生活習慣病予防対策」の参加者（開発途上国の保健行政担当者など12名）を受け入れ、本学の教員が生活習慣病対策について講義を行った。

オ 人材の確保

○質の高い教育研究の提供

- ・教員の昇格基準に関する委員会を設置し、それぞれの教員における昇格の基準を定めた。
- ・同委員会で教員の職位毎の適正人数を検討し、教授、准教授、講師または助教がバランス良く配置されるように長期的に採用を進めることとした。
- ・年度途中に退職を申し出た教員2名の後任採用に関するあり方委員会を設置し、後任採用の手続きを進めた。

（2）医師配置業務

- ・静岡県から医師配置調整業務を受託し（受託事業）、配置調整連絡会議（年3回）への参加、県医学修学研修資金貸与者・病院面談に係る事務、県との定期協議（原則月1回）などを通して、本県の医療体制を支える医療人材の確保に貢献するとともに、本県の医療提供体制及び医療従事者の確保に関する方針等を協議する、静岡県医療対策協議会（年2回）及び同協議会医師確保部会（年3回）に参加し、県の施策の推進にも貢献した。また、事業の実施を通じて、県や静岡県立病院機構、浜松医科大学等関係機関との連携を深め、教育研究の基盤を強化した。

- ・県からの受託事業を本格的に担うため、令和4年4月1日から事務局に設置した医師配置連携室にて、令和6年度は県の奨学金受給者192名が本学の配置対象となり、内97名と面談し配置調整した。さらに配置業務に関わる副学長及び専任医師らが、NTT東日本伊豆病院、順天堂静岡病院、静岡医療センター、清水厚生病院、静岡済生会病院、浜松医療センター、遠州病院、浜松赤十字病院、磐田市立総合病院、聖隷浜松病院、聖隷三方原病院、浜松医科大学附属病院、浜松医科大学家庭医療学講座等を訪問し、地域枠奨学金受給者に新たに義務付けられたキャリア形成プログラムについて説明し適切な医師配置と人材育成に繋げるべく尽力した。

(3) 法人の経営に関する取組

ア 業務運営の改善

(ア) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・幹部職員をもって構成する「大学運営協議会」を隔週で開催し、学長の意思決定の補助及び本学の諸課題の検討を行っている。
- ・本学の全専任教員が参加する教員会議を毎月1回のペースで開催し、学内における課題や取組みなどについて教員間の意見交換、事務職員との情報の共有などを行い、学内連携の充実に取り組んでいる。

(イ) 人事運営と人材育成

- ・評価方法を他大学の例を参考にしながら大学運営協議会で議論を重ねて策定し、これに基づいて教員評価を実施した。各教員が自己申告した成果を評価し、各々に結果のフィードバックを行った。
- ・総務委員会での議論をもとに、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」(オンデマンド)を活用した下記の研修等を有期雇用職員も含めて実施し、職員の事務効率化、資質向上を図った。また、同システムを活用した担当業務に関連する他の研修の受講を奨励し、職員の専門性の向上を図った。

(共通) 大学教員と協働する ～職員視点で / 円滑に仕事をするために～

(新任職員) 公立大学における大学業務の進め方(基本編)

(ウ) 事務等の生産性の向上

- ・旅費処理、時間外勤務実績等で電子決裁を実施した。
- ・効率的な法人運営を行うため、理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会等の会議は、原則としてタブレット等の利用によるペーパーレス化及びweb会議の活用を図るとともに、全教職員共通のシステムを活用し、スケジュール管理を行っている。

(エ) 内部統制と監査の適切な実施

- ・業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を運用しており、PDCAサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んでいる。

- ・監事は定期的に開催する理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるなど、理事長等との意思疎通を図っている。

イ 財務内容の改善

(ア)自己収入の確保

- ・ホームページにおいて、寄附金の募集内容を掲載するとともに、ホームページや広報媒体等を活用し、本学の研究の特色や研究実績等のPRを進めながら、寄附金の確保を図っている。令和6年度は奨学寄附金1件100万円を受け入れた。

(イ)予算の効率的かつ適正な執行

- ・月次決算の実施により例月の予算執行の傾向を把握し、光熱水費や委託業務における労務費単価の高騰に対応するため予算配分の見直しを行った。
- ・理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会等の会議は原則としてタブレット等の活用によりペーパーレス化を図り、コピー用紙代金や複写料の節約に努めている。

(4) 自己点検・評価及び情報の提供に関する取組

ア 評価の充実

- ・教育研究活動等の状況や業務運営の執行状況等について、「学則」や「自己点検・評価に関する規程」、「自己点検・評価委員会規程」、「自己点検・評価基本指針」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を公表することとしている。
- ・自己点検・評価委員会を4回開催し、自己点検・評価を実施した。令和5年度の結果を点検評価ポートフォリオとして令和6年6月に公表した。令和6年度の評価については、今年度5月に自己点検・評価委員会を開催し、点検評価ポートフォリオとして令和7年6月に公表する予定である。

イ 情報公開・広報の充実

(ア)情報公開の推進

- ・広報委員会を2回開催して、大学や教員の活動、取組などをより広く知っていただくためホームページの内容を議論し、それを踏まえてメディア掲載の紹介を加えるなど内容を見直した。
- ・地方独立行政法人法に定める中期計画、年度計画のほか、学校教育法に定める教育情報の公表など、法に定める情報公開項目についてホームページに掲載するなど、適正に対応した。
- ・理事会、教育研究審議会及び経営審議会の議事録など、法に定めのない事項についても、ホームページに掲載するなど、積極的に開示を行っている。
- ・教育研究活動や地域貢献活動に関する情報など、本学の魅力を分かりやすく発信するため、アニュアルレポートを新たに制作した。

(イ)広報の充実

- ・近隣の医療機関に本学の教員が赴き、医師や医療職の研究を支援する統計・研究相談を開始した。静岡赤十字病院、静岡市立静岡病院、静岡済生会総合病院及び静岡

市立清水病院で行っている。県内の社会健康医学研究のレベルアップに貢献するとともに、入学者確保の礎とする。

- ・県や市町の保健事業従事者を対象とした「地域保健リーダー育成プログラム」を開始した（令和6年10月開講の1年コース）。代表的な2科目の受講と課題研究の実施、本科生の研究発表会等への参加を通じて、学修意欲を涵養した。本年度は3名がプログラムに参加した。
- ・大学ホームページを改修し、大学の基本情報や入試に関する情報だけでなく、研究活動に関する情報も発信した。
- ・Facebookを活用し、研究活動や研究成果などタイムリーな話題を発信するとともに、YouTubeを活用し、研究活動に関する情報や健康に関する情報発信の充実を図っている。
- ・静岡駅構内に本学のポスターを掲示するとともに、最寄りのバス停の呼称変更契約を継続し、知名度向上に取り組んでいる。
- ・最寄りのバス停に設置した待合所に本学のポスターを掲示した。
- ・教育研究活動や地域貢献活動に関する情報など、本学の魅力を分かりやすく発信するため、アニュアルレポートを新たに制作した。【再掲】

（５） その他業務運営に関する取組

ア 施設・設備の活用、管理

- ・建物の施設劣化調査及び修繕計画書作成業務を業務委託により実施し、中長期的な施設の保全計画策定の基礎となる施設設備の劣化状況を適切に把握し、これに基づいて、施設の保全計画（個別施設計画）を策定した。

イ 安全管理

（ア）安全衛生管理体制の構築

- ・衛生委員会を設置し、毎月開催したほか、合わせて職場巡視を実施して職場内を定期的に点検し、職場の安全衛生の改善、向上を進めている。
- ・学生を対象とした学校医を1名、教職員を対象とした産業医を1名配置し、学生、教職員の健康保持のための体制を整えている。

（イ）危機管理体制の構築

- ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの授業の対応を見直し、都度、休講の必要性を判断することとした。
- ・全学生の約18日分の食糧を備蓄した。

（ウ）情報セキュリティ対策の実施

- ・副学長を中心とした情報セキュリティ管理体制（CSIRT）を着実に運用した。
- ・情報セキュリティ委員会を新たに設置した（9月）。
- ・副学長と教務課職員が、文部科学省が主催した各層別サイバーセキュリティ研修に参加し、セキュリティ事故への対応等について知識を深めた。（11月～12月）

- ・ CSIRT 会議を開催し、上記サイバーセキュリティ研修の成果を共有したほか、システム保守受託業者とインシデント対応の手順を確認し、現行システムの課題と対策を検討した。また、令和7年度の情報セキュリティ研修会の内容を検討した。
- ・ 学生及び教職員を対象とした、個人情報の保護に関する事項を含む情報セキュリティ研修会（情報セキュリティ研修基本編・テーマ「インシデントと CSIRT」）を実施した。

(エ)不正防止等に関する取組

- ・ 研究費の不正防止及び適正な使用について啓発するため作成した「研究費適正使用ハンドブック」について、公的研究費等適正管理推進委員会にて内容を更新し、全教職員に配布した。また、教員を対象とした科研費説明会において、研究費の適切な執行、不正防止について、啓発を行った。
- ・ 令和4年度に策定した「研究試料・情報の保存・開示等に関する指針」に基づき、教員が保有する研究情報等の保存状況について確認を行った。

ウ 社会的責任

(ア)人権の尊重

- ・ ハラスメントへの厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請が一層高まっていることを踏まえ、役員を含めた教職員に対し、一昨年学長から発出したハラスメント根絶再宣言を再度発出し、併せてハラスメント防止体制と相談窓口を改めて周知して、ハラスメントをしない、させないことを徹底した。
- ・ 学生向けのアカデミックハラスメント（アカハラ）防止の取組として、学生にアカハラ防止研修用動画を視聴させるとともに、教員向けには、ハラスメント防止研修を実施したほか（9月）、教員間でグループワークを実施し、研修を受けての意見交換を行った（10月～12月）。
- ・ 事務職員にはハラスメント防止研修を実施したほか（9月）、コンプライアンス検定を行い、その結果をもとにグループワークを実施し、検定を受けて考えたことなどについて意見交換を行った（10月）。

(イ)法令遵守

- ・ 役員を含めた教員はランダムに割り振ったグループ単位、事務職員は室単位でグループワークを実施し、ハラスメントをしない、させないことについて意見交換を行った（10月～12月）。
- ・ 旅行申請に係る研究費等の不正防止を題材にした意識啓発レターを学長から職員に向けて発信し、研究費の適切使用のため意識向上を図った。

(ウ)環境配慮

- ・ 県に準じて夏季における軽装化（クールビズ）を実施し、またその取組を学生にも周知することにより、環境負荷低減について啓発を行っている。

- ・紙資源の削減のため、理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会等の会議は原則としてタブレット等の活用によりペーパーレス化を図っている。
- ・古紙回収、プラスチックごみの分別などをはじめとした、リサイクルによる環境負荷軽減に取り組んでいる。

VI その他の事業に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画

年度計画参照（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ホームページ参照）

<https://s-sph.ac.jp/disclosure/corporate/plan/>

2 短期借入れの概要

該当なし

3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和3年度	811	-	811	-	811	-
令和4年度	1,637	-	848	-	848	788
令和5年度	2,464	-	-	-	-	2,464
令和6年度	-	707,000	706,133	-	706,133	867
合計	4,912	707,000	707,792	-	707,792	4,119

※期末残高は運営費交付金で措置された退職手当の財源である。

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位:千円)

区 分		金 額	内 訳
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	706,133	期間進行基準を採用した事業等 費用進行基準を採用した事業以外の全ての事業 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 期間の進行状況に伴う運営費交付金債務を振替
	資本剰余金	0	
	小 計	706,133	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,659	費用進行基準を採用した事業等 退職手当 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 退職給付金交付に伴う運営費交付金債務を振替
	資本剰余金	0	
	小 計	1,659	
合 計		707,792	

財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産：土地、建物等、公立大学法人が長期にわたって使用する有形の固定資産。

減価償却累計額：償却資産の減価償却費を積み上げたもの。

現金及び預金：現金（通貨）と預金（普通預金）の合計額。

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。

運営費交付金債務：設立団体から交付された運営費交付金の未使用相当額。

地方公共団体出資金：設立団体からの出資相当額。

資本剰余金：設立団体から交付された施設費等により取得した資産等の相当額。

利益剰余金：公立大学法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費：公立大学法人の業務に要した経費。

教育経費：公立大学法人の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費：公立大学法人の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費：図書館や情報システム等、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織等の運営に要する経費。

人件費：公立大学法人の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費：公立大学法人の管理その他の業務を行うために要した経費。

運営費交付金収益：運営費交付金のうち当期の収益として認識した相当額。

受託研究収益：受託研究収入のうち当期の収益として認識した相当額。

臨時損失：固定資産の除却損。

臨時利益：資産見返負債の廃止に伴う収益。

3. キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、公立大学法人の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産の取得による支出・施設費による収入等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。